



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1223 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)
- 1224 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 1225 " (")
- 1226 " (")
- 1227 " (")
- 1228 " (")
- 1229 " (")
- 1230 平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正 (循環型社会推進課)
- 1231 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1232 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1233 " (")
- 1234 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 1235 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1236 南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (港湾空港振興課)
- 1237 南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

○ 公告

- 入札公告 (港湾空港振興課)
- " (")

告 示

和歌山県告示第1223号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の指名又は名称
株式会社アシャ商会 代表取締役 芦谷秀紀
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県新宮市清水元2丁目1番21号

3 特約業者の指定取消しの年月日
平成20年9月2日

和歌山県告示第1224号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1225号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1226号

和歌山県日高郡日高町大字小池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字小池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字小池の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1227号

和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1228号

和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条

第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成17年1月28日から平成20年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1229号

和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年9月3日

和歌山県告示第1230号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表に次のように加える。

38	太地町	大字太地字上河立	2630番	規則第12条の31第2号
----	-----	----------	-------	--------------

和歌山県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 49-20	株式会社くまの薬 局	田辺市本宮町本宮256- 1	平成 20.9.1

和歌山県告示第1232号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
30122002 87	ライフサポート・ゆ におん	和歌山県田辺市下三栖 1499-61	居宅介護 重度訪問介護	龍神ユニオンタクシ ー（有）	和歌山県田辺市下三栖1 499-61	平成 20.3.31

和歌山県告示第1233号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
30121100 15	社会福祉法人由良町 社会福祉協議会	和歌山県日高郡由良町 吹井80-88	行動援護	社会福祉法人由良町 社会福祉協議会	和歌山県日高郡由良町 吹井80-88	平成 20.7.31

和歌山県告示第1234号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30125200 72	あゆみ	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町天満1 丁目75	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社ライ フサポート花 夢衣	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町宇久井 119番地	平成 20.9.1	平成 26.8.31

和歌山県告示第1235号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3013	有田郡有田川 町大字下津野 字東野1204番 2の一部、120 4番3、1206番 の一部、1207 番1の一部、12 07番2の一部、1 207番3、1208 番2の一部、1 208番3、水路	有田郡有田川 町大字水尻190 番地 有限会社紀南 開発 代表取締役 山田義富	平成 20.9.4	6.50 4.50	50.00 34.50

和歌山県告示第1236号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務

(2) 契約期間

平成20年10月28日（火）から平成21年1月30日（金）
まで

(3) 業務委託期間

平成20年10月29日（水）から平成21年1月30日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年9月12日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。
- (6) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 配置予定者名簿
- サ 組織概要書（組織図及び緊急連絡体制表）

(2) (1) のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年9月12日（金）時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者に対しては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月12日（金）から平成20年9月30日（火）までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年9月30日（火）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年9月12日（金）から平成20年9月30日（火）までの午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年10月6日（月）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年10月16日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年10月22日（水）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務

(2) 契約期間

平成20年10月28日(火)から平成21年3月16日(月)まで

(3) 業務委託期間

平成20年10月29日(水)から平成21年3月16日(月)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年9月12日(金)現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 航空灯火受配電設備及び制御システムの点検業務受託実績を有する者であること。

(7) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 配置予定者名簿

サ 航空灯火受配電設備及び制御システムの点検業務受託実績

シ 組織概要書(組織図及び緊急連絡体制表)

(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年9月12日(金)時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月12日(金)から平成20年9月30日(火)までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年9月30日(火)までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年9月12日(金)から平成20年9月30日(火)までの午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348(直通)

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年10月6日(月)までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年10月16日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年10月22日(水)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

る。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第10号

(2) 調達役務の名称

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務

(3) 調達役務の仕様等

南紀白浜空港の飛行場標識塗装業務で、詳細は別に定める仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

(5) 契約期間

平成20年10月28日（火）から平成21年1月30日（金）まで

(6) 業務委託期間

平成20年10月29日（水）から平成21年1月30日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1236号に規定する南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

(2) 期間

平成20年9月12日（金）から平成20年9月30日（火）までの日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年9月30日（火）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対

して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年10月16日（木）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年10月21日（火）までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時

平成20年10月27日（月）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年10月27日（月）正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を

<p>除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否</p>	<p>否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所</p> <p>イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内</p> <p>郵便番号 649-2211 電話番号 0739-42-2348（直通） ファクシミリ番号 0739-42-3251</p> <p>(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">入札公告</p> <p>南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年9月12日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 事業年度及び役務番号 平成20年度空港委託第11号</p> <p>(2) 調達役務の名称 南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等 南紀白浜空港の航空灯火設備年次点検業務で、詳細は別に定める仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 平成20年10月28日（火）から平成21年3月16日（月）まで</p> <p>(6) 業務委託期間 平成20年10月29日（水）から平成21年3月16日（月）まで</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第1237号に規定する南紀白浜空港航空灯火設備年次点検業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所</p>
--	--

- (2) 期間
平成20年9月12日(金)から平成20年9月30日(火)までの日の午前10時から午後5時まで
- 4 仕様書等を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年9月30日(火)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年10月16日(木)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年10月21日(火)までに行う。
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム
- イ 入札日時
平成20年10月27日(月)午前11時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年10月27日(月)午前9時までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

- てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348(直通)

ファクシミリ番号 0739-42-3251

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。